

鄯乾墓誌銘について

山 本 光 朗

はじめに

鄯乾墓誌銘は、民国二〇（一九三一）年に洛陽の北邙山東部で発見された墓誌銘で、鄯乾なる人物は後述するように、北魏時代の六世紀前半にその地に葬られた如くである。この墓誌銘で注目される特徴の一つは、その主たる鄯乾が古代内陸アジア東部の鄯善国の王統に属する人物だったことで、その内容には鄯善王国後期の状勢と、中国北魏王朝と同王国との関係等について考えさせる点が少なくない。後者の点について、主として北族と漢人からなると言われる北魏王朝に於いて、それ以外のこうした王国出身者が如何に関わっていったか等について一つの例を提供する。この墓誌銘の内容の一部については、これまで趙万里等諸氏により比較的簡略に且つ示唆的に言及されたことがあるが、その全体については管見の限り検討を加えられたことはない

ようである。以下、鄯乾墓誌銘全般について検討を加え、そこから派生する若干の問題点に言及したいと思う。

一 鄯乾墓誌銘の由来

本墓誌銘は郭玉堂訪記・王広慶校録『洛陽出土石刻地記』（一九四一年）に拠れば、民国二〇（一九三一）年旧暦六月一日に洛陽城東北の後溝村近在の関帝廟の後から郷民一人が掘り出したものである^①。氣賀澤保規氏によると、民国前期には邙山地域で盛んに墳墓の盜掘が行なわれたらしく、右の「発掘」もそうした風潮の一つとして理解されるかもしれない。その後、この墓誌銘は他の墓誌と共に一時氏が言及されている于右任に帰したと思われるが^③、現在は、西安市の碑林博物館の第二室と第三室との間の渡り廊下の壁面に埋め込まれ展示されている。

墓誌銘の大きさは、陝西省古籍整理辦公室主編・陝西省博物館

張伯齡編著『北朝墓誌英華』（一九八八年）が「高六二厘米、寛五三厘米」とするが、碑林博物館の实物は趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』（一九五三年）巻五が記す、縦横各々五六・四cm、四八cmに近い^⑤。趙万里氏の同書には墓誌銘全文の拓本が載せられている。鄯乾墓誌銘の総行数は一九行で、各行は最多で二二字が刻され、総字数三八八字、正書で全体として整然とした印象である。また墓誌銘全文を活字にし標点を付したものが、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（一九九二年）に収録されている^⑥。

鄯乾墓誌銘には、蓋石が伴出したらしく『漢魏南北朝墓誌集釋』には、一部を破損したと思われる拓本が載せられており、それに拠れば蓋石には、「墓誌銘」とのみ記されている。

鄯乾墓誌銘の全文は左の如くである。

魏故征虜將軍河州刺史臨澤定侯鄯使君墓銘

君諱軋司州河南洛陽洛濱里人也侍中鎮西將軍鄯鄯

王寵之孫平西將軍青平涼三州刺史鄯鄯王臨澤懷侯

視之長子孝以去真君六年歸國自祖已上世君西夏君

初宦以王孫之望起家爲眞外散騎侍郎入領左右輔國

將軍城門校尉出爲征虜將軍安定内史春秋卅四以永

平五年歲次壬辰正月四日薨蒙贈征虜將軍河州刺史

諡曰定其年四月改爲延昌元年八月廿六日卜營丘兆

於洛北芒而窆焉其辭曰

有秩斯流濬發瀾京唯天縱昌聿資厥聲世光涼右襲休
纂榮豐幹黎源邈彼姬嬴惟祖惟孝暉運昭機入蕃
皇魏趣舍唯時錫土分茅好爵是縻灼灼章服悠悠車旗
唯君韶節夙稟門矩室友廉素質無濫與幼承祕寵早參
禁宇暫莅西服休政已舉體素欽仁端風雅正清明在躬
昭然氷鏡文英武果超光朝令將加殊命顯茲華祿高列
崇班副此朝屬遠二金垓式昭魏錄如何不淑摧樑碎玉
歲聿其徂爰即遐曜泉扉一奄永謝朝光去矣莫留道存
人亡列銘幽石長述風芳

大魏延昌元年歲次壬辰八月己未朔廿六日甲申記

魏の故の征虜將軍・河州刺史・臨澤定侯鄯使君の墓銘

君、諱は軋（乾）、司州河南洛陽洛濱里の人なり。侍中・

鎮西將軍・鄯鄯王の寵の孫にして、平西將軍・青平涼三州刺

史・鄯鄯王・臨澤懷侯の視の長子なり。孝は去んぬる真君六

年をもつて國に歸せり。祖より已上は世々西夏に君たり。君、

初め宦するに王孫の望をもつて起家し眞外散騎侍郎と爲る。

入りては領左右・輔國將軍・城門校尉にして、出でては征虜

將軍・安定内史と爲る。春秋卅四、永平五年歲次壬辰正月四

日をもつて薨す。征虜將軍・河州刺史を蒙贈せらる。諡して

定と曰う。その年四月、改めて延昌元年と爲り、八月廿六日トして丘兆を洛北芒に營み、而してここに窆むる。その辭に曰く、

祇あるこの流れは、濬く發し瀾京し。唯だ天縱昌んにして、聿にその聲を資る。世々涼右に光き、休を襲し榮を纂く。豊幹、梨源、遼たりかの姫嬴（羸）。これ祖、これ孝、運を暁り機を昭らかにす。入りて皇魏に蕃たるも、趣舎は唯だ時のままなりき。土を錫い芽を分たれ、好爵これを糜ぐ。灼灼たり章服、悠悠たり車旗。

唯だ君は韶節、夙に門矩を稟く。室友、廉蘇にして、賓するに濫りに與することなし。幼くして祕寵を承け、早く禁宇に參せり。暫く西服に莅み、休政已に擧がる。體素、欽仁にして、端風、雅正なり。清明は躬に在り、昭然たり氷鏡。文英、武果は、超として朝令に光く。將に殊命を加えられ、この華祿を顯わす。高く崇班に列なり、この朝の属に副う。遠く金垓に二び、もつて魏の録を明らかにせんとす。如何ぞ淑からざる、樑を摧き玉を碎く。歳聿にその徂き、爰に遐嶼に即く。泉扉一たび奄わば、永に朝光を謝す。去りて留まること莫く、道存して人亡ぶ。幽石に列銘し、長く風を述ぶ。

大魏延昌元年歲次壬辰八月己未朔廿六日甲申、記す。

以上が鄯乾墓誌銘の全文である。

- ① 鄧玉堂訪記・王広慶校録『洛陽出土石刻時地記』洛陽商務印書館・洛陽中華書局、一九四一年、一九頁。
- ② 氣賀澤保規「鄧玉堂と『洛陽出土石刻時地記』——民国期における北朝墓誌蒐集の周辺——」『中国における歴史認識と歴史意識の展開 についての総合的研究（安田二郎代表・平成四・五年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書』、一九九四年、一〇三—一〇四頁。氣賀澤氏には本稿作成において、懇切なる御教示を賜った。
- ③ 同右、一〇七—一一頁。
- ④ 陝西省古籍整理辦公室主編・陝西省博物館張伯齡編著『北朝墓誌英華』、三秦出版社、一九八八年、鄯乾墓誌銘の項。
- ⑤ 趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』、科学出版社、一九五三年、卷五、鄯乾墓誌並蓋の条。及び図版二二之一。
- ⑥ 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』、天津古籍出版社、一九九二年、六五—六六頁。
- ⑦ 趙万里『集釈』卷五、図版二二。蓋石拓本の重要性については磯波護先生より御指摘を頂いた。

二 鄯乾墓誌銘に関する諸見解

鄯乾墓誌銘は、先に述べたように、民国二〇（一九三二）年に洛陽東北の後溝村付近で郷民により掘り出されたものであるが、その二年後の一九三三年には、早くも向達氏の「唐代長安與西域文明」に於いてその名が言及されている。^①氏は、かつて桑原臨藏

氏や馮承鈞氏等が研究された唐代或いはそれ以前に中国へ流寓した西域系諸民族について、出土墓誌も使って新知見を加えられたのであるが、その中で鄯乾墓誌銘等に記されている鄯姓の人物を、六朝時代とそれ以後に中国に流入した鄯善人とされた。氏の指摘は、墓誌の名と被葬者の卒年を紹介するだけのきわめて簡単なものであったが、本墓誌銘の意義を指摘した最初のものと言える。

その後一九四一年になると先に触れた『洛陽出土石刻時地記』が出版され、その中で鄯乾墓誌銘の「発掘」の概略と内容のごく一部が始めて明らかにされた。校録者である王広慶氏の墓誌の読みには一部誤りが認められるが、本書の記述は発見の概要が触れられていて貴重である。ただし氣賀澤氏が指摘された如く、本書の出版は日中戦争の最中でごく少数部しか出版されなかつたらしく、その後すぐ「高車之西徙與車師鄯善國人之分散」（一九四二年）等を発表された馮承鈞氏は、向達氏の言及には気づかれた形跡はあるが、本書については触れられていない。

鄯乾墓誌銘の全貌が始めて明らかにするのは、戦後出版された趙万里氏の『漢魏南北朝墓誌集釈』に於いてであろうと思う。ここでは他の墓誌銘と共に本墓誌銘及び誌蓋の拓本が載せられ、さらに墓誌本文に対する趙氏の大枠の解釈が示されている。氏は先

侍中・鎮西將軍・鄯王の寵の孫にして、平西將軍・青平涼三州刺史・鄯王・臨澤懷侯の視の長子なり。

という記述と、同第四行目の

孝は去んぬる真君六年をもつて國に歸せり。祖より已上は世々西夏に君たり。

という記述に注目し、鄯乾の「孝（考）」である「平西將軍・青平涼三州刺史・鄯王・臨澤懷侯の視」を、『魏書』卷四下・世祖紀下で、太平真君六（四四五）年八月壬辰に万度帰の北魏軍に降伏し魏都平城に連行されたと記されている鄯善王真達に比定された。また氏は鄯乾の祖父「侍中・鎮西將軍・鄯王の寵」を、やはり『魏書』等に記載された、真達の父王の可能性がある鄯善王比龍に当てておられる。

この辺りの事情について比較的詳しく記しているのは、『北史』卷九七・西域伝・鄯善国条の左の記事である。

太武涼州を平ぐるに及んで、沮渠牧犍の弟の無諱、走りて燉煌を保つ。無諱後に流沙を渡ることを謀り、その弟の安周を遣わし鄯善を撃たしむ。王の比龍、恐懼し降らんと欲す。

会々魏の使者、天竺・罽賓より還り俱に鄯善に会し、比龍に勧めこれを拒ましむ。遂に与に連戦す。安周剋つ能わずして退きて東城を保つ。後、比龍懼れ衆を率い西のかた且末に奔

る。その世子乃ち安周に應ず。「その後、魏、使を遣わし西域に使せしむるに、道その国に出づ。」^⑦鄯善の人頗くこれを剽劫す。太武、散騎常侍・成周公の万度焜に詔して、伝に乗涼州の兵を發しこれを討たしむ。(中略)その王の真達、面縛して出降す。度焜その縛を釈き、軍を留め屯せしめ、

真達と京都に詣る。太武大いに悦び厚くこれを待つ。

この記事を見ると大略、鄯善王比龍が親北魏派で真達は言わば親沮渠氏派であったことが分かるが、ただ必ずしも比龍と真達との父子関係は明らかではなく、この点が趙万里説の問題点である。事実、江応梁主編『中国民族史』上(一九九〇年)などは、真達を沮渠無諱等により鄯善王とされた「鄯善貴族」とし、恰も比龍とは無関係な人物の如く見做している^⑧。ただ、短期ではあったが沮渠勢力の鄯善国に対する影響力は当時安定しており、沮渠安周に應じた比龍の「世子」が後に王の真達として、言わば再登場したとしてもそれ程無理なことではなく、むしろ今のところ最も自然な解釈と見られる。

その後、内田吟風氏は「東トルキスタン史に関する一考察」(一九六一年)に於いて、『漢魏南北朝墓誌集釈』から本墓誌銘の第五行目迄を引用され、大略趙氏の解釈に沿った見解を出されている。氏の見解で注意される点は、墓誌銘に記された鄯乾の祖

父王と父王の名「籠」と「視」が、『北史』等に記載された王名と一致しないことについて、「中国人的な単名の雅字に書き換えたものと考えられる」と述べられている点である^⑩。

また最近では余太山氏が『兩漢魏晉南北朝與西域關係史研究』(一九九五年)で、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』より本墓誌銘の第九行目迄を引用し、先の趙万里氏とはほぼ同様の見解を出されると共に、王孫の鄯乾が鄯善王とは為らなかつたこと、魏都で成長したらしいこと等を指摘されている^⑪。

以上、諸氏の見解を通観してみると、鄯乾墓誌銘等の諸史料に現れる「鄯」姓の人物は南北朝時代以後に中国に入った鄯善国人と見られ、就中部乾は鄯善王家の直系で、その祖父鄯籠は『北史』西域伝等の鄯善王比龍に、父鄯視は同じく鄯善王真達に比定するのが妥当な見解と見られるのである。

① 向達『唐代長安與西域文明』一九三三年、『唐代長安與西域文明』(明文書局、一九八一年)所収、一二頁。

② 桑原隨藏『隋唐時代に支那に來住した西域人について』一九二六年、『桑原隨藏全集』(岩波書店、第二卷、一九六六年)所収。馮承鈞『唐代華化蕃胡考』一九三〇年、『西域南海史地考証論著彙輯』(中華書局、一九七六年)所収。

③ 『洛陽出土石刻時地記』一九頁。出土時の状態が悪かつたのであろうか、『鄯王』を「鄯善王」と読み、「永平五年」を「永豐五年」と読み誤っている。

- ④ 氣賀澤保規「郭玉堂と『洛陽出土石刻時地記』」一一一―一二二頁。
- ⑤ 馮承鈞「高車之西徙與車師鄯善國之分散」一九四二年、『西域南海史地考証論著彙輯』所収、四二頁の注一三。
- ⑥ 趙万里「集釈」、卷五、鄯乾墓誌並蓋の条、及び図版二二、二二一之二。
- ⑦ 標点本「魏書」（中華書局、一九七四年）西域伝よりこの一文を補う。
- ⑧ 江広梁主編『中国民族史』、民族出版社、上巻、四八二頁。
- ⑨ 伊瀬仙太郎氏は根拠は示されていないが、比龍の「世子」≡莫達とされている、『中国西域経営史研究』（初版一九五五年、第三刷一九八一年、巖南堂書店）一一八頁。
- ⑩ 内田吟風「第五世紀東トルキスタン史に関する一考察——鄯善国の散滅を中心として——」、『古代学』一〇―一、一九六一年、四頁の注(3)。
- ⑪ 余太山「西漢魏晋南北朝與西域關係史研究」、中国社会科学出版社、一九九五年、一六一頁。

三 鄯乾の家系

(一) 鄯 寵

鄯乾の祖父たる鄯寵については、先に引用したように墓誌銘第二―第三行目に「侍中・鎮西將軍・鄯鄯王の寵」と記され、また第四行目には、

祖より已上は世々西夏に君たり。

とあることから、鄯善国の王統を継承した王であったことは間違いない。なお国名を「鄯鄯」と記す例は、『魏書』・『北史』等では見られないが、岑仲勉氏が指摘する如く『大慈恩寺三藏法師伝』にその例があり、又『仏国記』の諸本の中にもその例がある。

また墓誌銘第一〇―第一一行目を見ると、その王統が極めて古い時代に遡ることが主張されている。特に、「世々涼右に光き、休を襲し榮を纂ぐ。豊幹、碧源、逸たりかの姫（周）嬴（嬴秦）」と言う句は特に印象的である。この記述に拠れば、所謂カロシユティイ文書が使用されていた三―四世紀の鄯善王国、さらに漢代の楼蘭・鄯善王国より遙かに遡る王統ということになる。ここには、小国とは言え鄯善国の王統に連なる者としての、鄯乾一族の矜持のようなものが反映しているのかも知れない。

ところで、先の記述に拠れば、鄯寵は北魏から与えられたと思われる「侍中・鎮西將軍・鄯鄯王」の官号を帯びているが、この点についてはどのように解すべきであろうか。既に述べたように、この鄯寵は『北史』西域伝等の鄯善王比龍に比定されるが、同書等に拠れば、比龍は沮渠安周の攻撃を却けた後、沮渠無諱の本軍が到着する少し前、乃ち太平真君三年春に国人の半ばを率い西方の且末に奔り、以後の消息については全く不明である。それ故、鄯寵が北魏より「侍中」以下の官号を与えられたのは、まづ太平

真君三(四四二)年春以前の時期に求められねばならない。

史書で確認される限り最も早期の比龍に関する記事は、既に馮承鈞氏が指摘された、『宋書』卷九八・氏胡伝・大且渠蒙遜条の次のような記事である。

(永初二年)^④三月、(李)恂の武衛將軍宋承と広武將軍(張)弘、城を挙げて降り、恂は自殺す。李氏これによりて遂に亡ぶ。ここに於いて鄯善王の比龍入朝し、西域三十六國皆臣を称し貢獻す。

この記事は、永初二(四二二)年三月に沮渠蒙遜が最終的に西涼の李氏を滅ぼした際のものであるが、『十六国春秋輯補』卷九六等の記述に拠れば、右の記事は比龍等が沮渠蒙遜の許に「入朝」し「称臣貢獻」したことを示すものである。

その後暫らく、比龍の名は史書には登場しないが、沮渠蒙遜が神麴三(四三〇)年十一月に北魏へ使者を派し翌四年八月に子の安周を入侍させると、比龍の鄯善国も北魏に使者を派遣したことが記録に残っている。乃ち『魏書』世祖紀・上に拠れば、鄯善国の遣使は太延元(四三五)年六月丙午・同三年三月癸巳・同四年三月庚辰・同五年四月丁酉と立て続けに行なわれているが、先の比龍の初見年代から見て、これらが比龍の治世に行なわれたものであることは間違いない。とりわけ太延四年の遣使については、

現行の『魏書』西域伝・鄯善国条に、

(太延)四年、その弟の素延耆を遣わし入侍せしむ。

と記され、王弟の素延耆を遣わし入侍させていたことが分かる。私は、この事乃ち鄯善王比龍が弟の素延耆を北魏太武帝に入侍させたことが、比龍乃ち鄯龍が北魏から「侍中・鎮西將軍・鄯鄯王」を与えられた理由ではないかと考える。これについては左に述べる沮渠氏の場合が参考になる。

既述の如く、沮渠蒙遜は神麴三(四三〇)年十一月に北魏に使者を派遣し、翌四年八月には子の安周を太武帝に入侍させているが、その結果同年九月癸亥に詔が出され蒙遜を、

仮節・加侍中・都督涼州及西域羌戎諸軍事・行征西大將軍・太傅・涼州牧・涼王

に拜せしむる使者李順が派遣されている。^⑤ここでまづ注目されるのは蒙遜に与えられた官号の中に侍中がある点であるが、さらにこの時、崔浩が使者として李順を太武帝に推薦した言葉の中に、いま一つ注目される文言がある。

蒙遜は蕃を称し、款は河右に著る。若し遐域をして流通せしめば、殊荒畢く至らん。宜しく清徳の重臣に令して詔を奉じ褒慰せしむべし。尚書の李順即ちその人なり。

この言葉で注目されるのは、先の遣使をして入侍のことがあつて

であろう、蒙遜が北魏に対して「蕃（藩）を称し」と言われている点である。これと同様の例は、蒙遜の第三子牧健の場合にも認められる。

沮渠牧健の場合は、北涼の永和（或いは承和）元（四三三）年に、父蒙遜の遺意に従い自分の妹（後の昭儀沮渠氏）を北魏に送り

使持節・侍中・都督涼沙河三州西域羌戎諸軍事・車騎將軍・

開府儀同三司・鎮護西戎校尉・涼州刺史・河西王

を授けられているが、^⑦ここでも先ず侍中を授けられている点に注意される。そして永和五（四三七）年には太武帝の妹の武威公主に尚せられ、自分の世子封壇を太武帝に入持せしめている。^⑧ところが、北魏の太延五（四三九）年になると蠕蠕との連繫を知られ太武帝の親征を被るのであるが、その時のことを『魏書』沮渠蒙遜伝は左の如く記している。

太延五年、世祖、尚書の賀多羅を遣わし涼州に使し、且つ虚実を覈さしむ。以へらく、牧健は蕃を称し貢を致すと雖ども、内に乖悖多し、と。ここに於いて親らこれを征す。

この記事に於いても牧健が「蕃を称し」たことが述べられている。こうした沮渠蒙遜・牧健の両例を見ると、北魏時代に異民族君長が侍中そして王号といった官号を与えられる為には、単に遣

使朝貢するだけではなく侍子等の言わば人質を差し出すことがきわめて重要な要素だったと思われ、このことが正に「蕃（藩）を称す」ことの実質であったと考えられるのである。

この点をもう一度比龍乃ち鄯龍について見てみると、墓誌第一一―第二二行目に、

これ祖、これ考、運を暁り機を昭らかにす。入りて皇魏に蕃たるも、趣舎は唯だ時のままなりき。土を錫い茅を分たれ、好爵これを靡ぐ。灼灼たり章服、悠悠たり車旗。

とあり、「入りて皇魏に蕃たるも」の記述は表現はやや違うが、鄯龍が北魏に対して「蕃を称し」ていたことを示すものである。先の沮渠氏の二例から判断して、その実質が備わったのは、太延元年・三年の二度の遣使朝献の後、太延四年に比龍乃ち鄯龍が、王弟の素延耆を太武帝に入侍させた時のことで、その結果、墓誌銘に記された「侍中・鎮西將軍・鄯龍」なる官号を北魏から与えられた、と見るのが妥当ではないかと思われる。

なお右の官号のうち侍中については、鄯善国とは因縁浅からざるものがある。乃ち三―四世紀のものと推定されている同王国のカロシユティール文書に於いて、アンゴカ（Angoka）等の四王が共にジトゥンガまたはジトゥング Jitunga の称号を帯びており、^⑨この語が「Brough 氏により「侍中」に同定されているから

である。また王国維氏の懇切な説明にもかかわらず今一つその位置付けが判然としない、

晋守侍中大都尉奉晋大侯親督鄯善焉耆龜茲疏勒

于寘王寫下詔書到

と記された、王氏に拠れば連続する二木簡（ニヤ遺跡群中の「*Nx*」遺址発見）の存在もある。侍中については、魏晋南北朝時代に概要の官になったことが『通典』卷二二で述べられ、また諸氏によって指摘されているところであるが、鄯善など異民族の王がこうした官を中国（系）王朝から与えられた背景には、他に考慮すべき点もあるが、先に述べた「蕃を称す」実質を備えることが先ず必要だったのではないかと思われる。上記三―四世紀の鄯善国の場合は、榎一雄氏が指摘された『晋書』帝紀卷三及び『初学記』卷二六所引晋永安起居注の記事、乃ち太康四（二八三）年八月に鄯善国（王）が子の元英を入侍させたことがこれに当てはまる。^⑩

比龍乃ち鄯龍は、既に述べた如く、その後沮渠氏勢力と戦い且末に奔った後、その消息は不明となる。

（二）鄯 視

鄯乾の父鄯視は、前述した如く、『北史』・『魏書』等の鄯善王

真達に比定され、比龍とは立場を異にし沮渠安周側に応じた「比龍の世子」と同一人物と思われる。『魏書』沮渠蒙遜伝に拠れば、その結果「鄯善、大いに乱る」という事態になるが、無諱が途中流沙で士卒の大半を失いながらも鄯善国に到った時、その国情は定まった如くである。「比龍の世子」はこの沮渠氏の力を背景に鄯善王に即いたものであろう。

『北史』西域伝・鄯善国条は、この後、鄯善国人が北魏の使者を剽劫し往来を不通にせしめたことを記している。このことが原因で鄯善国は後に北魏軍の攻撃を受けるのであるが、実はこれとよく似た記事が『北史』西域伝の序文に出ている。

涼州既にして平らぎ、鄯善国おもえらく、唇亡ぶれば齒寒きは自然の道なり、今武威、魏の滅ぼすところとなり、次に我に及ばん、もしその使人を通ぜしむれば、我が国事を知り、亡を取ること必ず近からん、これを絶つに如かず、もって支久すべし、と。『乃ち』^⑪行路を断塞す。西域の貢賦、歴年入らず。後、鄯善を平らげ、行人復た通ず。

この記事を一読すると、北魏による沮渠氏北凉国の併呑（太延五年、四三九年）後、ただちに「唇亡ぶれば齒寒きは自然の道なり」と考えて鄯善国が行路を断塞したかのような印象を受けるが、実際には既に述べた如く、その間に先王比龍の親北魏的行動があ

った筈でこの経過が無視されている感がある。この点を押さえた上で、右の鄯善国の考え・行動を見てみると、ここに特筆されたことは、後に万度帰軍の攻撃を受け北魏に降った真達乃ち鄯視の平城で陳述した内容そのものであったからではないかと考えられる。鄯善墓誌銘第一行～第二行目の記述、

これ祖、これ孝、運を暁り機を昭らかにす。入りて皇魏に蕃たるも、趣舎は唯だ時のままなりき。

は、こうした両王の北魏王朝に対する対応の違いを反映したものと見られるのである。

鄯善国に対する北魏万度帰軍の派遣は、太平真君六（四四五）年四月庚戌より、吐谷渾慕利延に対する高涼王那軍の派遣と同時に行なわれ、同年八月壬辰には万度帰軍の前に鄯善王真達が降伏し、京師平城に連行される。この攻撃は、『北史』西域伝・鄯善国条の記事に拠れば、鄯善国が殆ど戦わずして万度帰軍に降り、王真達も面縛して度帰に降つたことで終わった。万度帰は真達の縛を積み、屯守の軍を残し真達を平城に連行し、そこで真達は北魏太武帝の厚遇を受けることになる。この真達降伏の年次と墓誌銘第四行目の「真君六年」とが一致するので、趙万里氏は真達Ⅱ鄯視とされたのであるが、氏はさらに史書には真達が北魏に降つた後のことを載せないが、その後臨澤侯に封ぜられたことが分か

る、と言われた。この指摘は勿論、墓誌銘第三～第四行目の、
平西將軍・青平涼三州刺史・鄯鄯王・臨澤懷侯の視の長子なり。

という記述に拠るものであるが、それではこの臨澤侯に封ぜられた時期はいつ頃のことと見做すべきであろうか。この点について考えるためには、真達降伏後の鄯善国の状況が先ず明らかにされねばならない。

真達降伏後の鄯善国については不明な点が多いが、二年後の太平真君八年のこととして『魏書』世祖紀・下に次のような記事が載せられている。

（太平真君八年）十二月、鄯善・遮逸国、並びに子を遣わし朝献せしむ。

この記事は当時鄯善で別に王が立っていたことを推定させるものである。この記事について松田壽男氏は、真達降伏後の早い時期に北魏による鄯善占領が、北魏軍の攻撃から遁れ西走した吐谷渾の慕利延勢力によって打撃を受け、鄯善が北魏の占領地から脱落したことを示すものと解された^⑬。氏の解釈に拠ると、真達降伏後の早い時期、恐らく太平真君六～七年の交には、鄯善国で吐谷渾の影響下に新たな王が立っていたことになる。松田氏はさらに、翌九年五月に北魏が交趾公韓牧（韓拔）を鄯善王として同国に鎮

守させたのは、右のことが原因となつていとされた。^⑩ 交趾公韓拔の鄯善鎮守については、『魏書』世祖紀・下で次のように記されている。

(太平真君九年)夏五月甲戌、交趾公の韓拔をもつて仮

節・征西將軍・領護西戎校尉・鄯善王と爲し、鄯善に鎮し、その民に賦役し、これを郡県に比せしむ。

松田氏が示唆される如く、吐谷渾派の王に対処する為であったかどうかは姑らく措くとしても、北魏はこの時点で、鄯善人ではない交趾公の韓拔(陳毅『魏書官氏志疏証』等の意見を参考にすれば、^⑪所謂孝文帝の虜姓廃止以前の当時にあつては「歩大汗拔」ほどの名と見做すべきであろう)を鄯善王とし、同地を北魏の郡県並みに扱うようにしたのである。『魏書』卷三〇には、もと烏丸種とも云われる王建の伝が載せられているが、その中に次のような記事がある。

(建の孫、度の?)子、安都襲す。爵を降し侯と爲す。世

祖拜せしめて太子庶子となし、出でては鄯善鎮將と爲る。高宗の時、内都大官と爲り、卒す。

この記述に拠れば王安都が鄯善鎮將であつたのは世祖太武帝の治世期と見られるが、先の韓拔の記事と考え合わせればその時期は、韓拔の鄯善王就位の太平真君九(四四八)年以降で、世祖治世末

年の正平二(四五二)年三月以前の間に限定されよう。私は、万度帰による更なる攻略、乃ち鄯善に遠の焉耆・龜茲に対する攻撃が一応終了した太平真君九年一二月以後の早い時期に、北魏の鄯善支配は韓拔という北魏系の王による支配から、鎮將による支配に切り換えられたと考えるものであるが、いづれにしても、真達乃ち鄯視が言わば北魏内地の臨澤侯に封ぜられた時期としては、先の鄯善人ではない韓拔が北魏により鄯善王に立てられた頃が最も妥当と考えられる。なおこの臨澤侯が実封であるか虚封であるかは不明である。

鄯乾墓誌銘に拠れば、鄯視はこの他に「平西將軍」・「西平・涼三州刺史」に任じられているが、趙万里氏はこれらを死後の贈官とされている。^⑫ 鄯視は、子の鄯乾が永平五年に四四歳で卒していてその生年が献文帝の皇興三(四六九)年と算せられるので、その頃迄は生存していたものと見られる。

① 岑仲勉『漢書西域伝地理校釈』、中華書局、一九八一年出版、上冊一―一二頁。

② 章巽『法顯伝校注』、上海古籍出版社、一九八五年、八頁の注(2)及び書影五。

③ 馮承鈞『鄯善事輯』、一五―一六頁の注三二。

④ 『宋書』氏胡伝は「(永初)三年」と記すが、『十六国春秋輯補』及び『資治通鑑』の該当個所の記述に拠り、「(永初二年)」と見做すべ

きである。

- ⑤ 『魏書』世祖紀・上、神䴥四年九月癸亥条。
- ⑥ 『魏書』卷三六・李順伝。
- ⑦ 『魏書』盧水胡沮渠蒙遜伝、及び『十六国春秋輯補』卷九七・北涼録三。
- ⑧ 『魏書』盧水胡沮渠蒙遜伝、『十六国春秋輯補』卷九七、及び『資治通鑑』卷一三三・元嘉一四年条を参照。
- ⑨ E. J. Rapson and P. S. Noble, *Kharoṣṭhi inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan, part III*, Oxford, 1929, pp. 326-328.
- Lin Meicun, *A New Kharoṣṭhi Wooden Tablet from China*, BSOAS LIH-2, 1990.
- ⑩ J. Brough, *Comments on the Third-century Shan-shan and the History of Buddhism*, BSOAS, XXVIII-3, 1965, pp. 600-601.
- ⑪ 王国維『流沙墜簡補遺考釈』一九一四年、考釈三及び四。M.A. Stein, *Ancient Khotan*, Oxford, 1907, Plates CXII and CXIII.
- ⑫ 例えば山本隆義『中国政治制度の研究』、東洋史研究会、一九六八年、九三―九五頁及び一七八―一七九頁。また紀昀等撰『欽定歷代職官表』、卷一・内閣上參照。
- ⑬ 板一雄『法顯の通過した鄯善国について』、『東方學』第三四輯、一九六七年、一四頁。
- ⑭ 『初學記』卷二六の注記は左の如し。
晋永安起居注曰、太康四年有司奏、鄯善国遣子英入侍。以英為騎都尉、佩佉焮義侯印青綬各一具。
- ⑮ 標点本「北史」の西域伝は、現行『魏書』西域伝の該当箇所により「及」字を「乃」字に改めており、これに拠る。
- ⑯ 趙万里『集釈』卷五、鄯乾墓誌並蓋の条。
- ⑰ 臨澤の地については、『魏書』地形志序文及び王鳴盛『十七史商榷』

卷六七「魏地形擬武定」が記す如く、『魏書』地形志が東魏末の状况を基準にして書かれており記載がないが、顧祖禹『讀史方輿紀要』卷六二・屋蘭城条が記す、晋代の張掖郡属下の臨澤県のことで、漢代に昭武県と呼ばれた地である。

⑱ 『古代天山の歴史地理学的研究』、一五一―一五三頁。

⑲ 同右。

⑳ 陳毅『魏書官志疏証』一八九四年、『二十五史補編』第四冊所収、第一頁の出大汗氏条。姚薇元『北朝胡姓考』（科学出版社、一九五八年）二一六―二一八頁は、韓氏を匈奴系と見てゐる。

㉑ 姚薇元『北朝胡姓考』一五四―一五六頁。

㉒ 『魏書』卷三〇からは、王安都が王建の子か孫か不明である。

㉓ 鄯善鎮（將）については以下の諸研究に若干の言及がある。浜口重国『正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて』一九三五年、『秦漢隋唐史の研究』上巻、一三一―一三二頁、注（二九）。同『高齊出自考——高歡の制覇と河北の豪族高乾兄弟の活躍』一九三八年、『秦漢隋唐史——下巻、七三二頁の注（一三）。佐藤智水『五胡十六国から南北朝時代』（講歴敦煌）②、一九八〇年）九七頁の注（二）。また、次章の注②参照。

㉔ 趙万里『集釈』卷五、鄯乾墓誌並蓋の条。

四 鄯乾の事蹟

本墓誌銘の主である鄯乾の生年は、先に述べた如く、北魏献文帝の皇興三（四六九）年と算せられる。墓誌銘第二行目には、君、諱は軋（乾）、司州河南洛陽洛濱里の人なり。

とあるが、この記述は鄯乾が平城で生まれ、後に孝文帝の洛陽遷

都と共に居宅と塋域を洛陽・邙山に遷すことになった多くの官人達の一人であったことを示している。^①北魏洛陽の洛濱里については「洛陽伽藍記」等に記載が無く位置が分かりにくいだが、隋唐洛陽の城坊図を参考にして考えれば、森鹿三氏が宣武帝の景明二（五〇二）年に拡大されたと言われた洛陽外城、その南端付近の洛水に面した処に、或る時期より存在した里であったかと思われる。そうとすればこの里の東方には、有名な永橋と四夷館があった筈である。

鄧乾の幼少期については、墓誌銘第一三行目に、

唯だ君は韶節、夙に門矩を稟く。

とまずその家門のことが示され、ついで第一三―第一四行目で、

幼くして祕寵を承け、早く禁宇に參せり。

とあるが、これは墓誌第五行目の、

君、初め宦するに王孫の望をもつて起家し貞外散騎侍郎と

爲る。

という記述に対応するもので、早い時期から「王遜の望」により起家し貞（貞）外散騎侍郎に任じられたことを指したものである^④。これを仮に鄧乾一五歳前後のこととすると、その時期は馮太后称制の太和七年前後に当たる。貞外散騎侍郎については、宮崎市定氏が孝文帝治世後期のそれについて起家の官として最上の散

騎のうち、最も普通に臣下に与えられた正七品上の官とされていて参考にするべきである。^⑤ただし鄧乾の場合のそれは、時期的に見て氏が「太和前令」の職員令（太和一七年発布）と呼ばれたものによって、従四品下と見るべきかも知れない。^⑥

墓誌銘によると鄧乾はその後、暫く北魏領域の西部に派遣され、一定の治績を挙げた如くである。墓誌銘第一四行目に、

暫く西服に莅み、然政已に擧がる。

と記され、以下第一五行目にかけて鄧乾の人となりに対する、潤色はあろうが賛辞が続いているからである。ただ何故か、墓誌銘にはその具体的任務について明文を欠いている。或いは鄧善鎮に関わることであろうかよく分からない所である。

鄧乾はその後、京官として「領左右・輔國將軍・城門校尉」を授けられ、更にその後転出して「征虜將軍・安定内史」と為り、その在任中四四歳で卒している。鄧乾の言わば華やかな時期とその死であるが、これについては墓誌第五―第七行目で記され、また第一五―第一八行目の銘文の、

將に殊命を加えられ、この華祿を顯わす。高く崇班に列なり、この朝の属に副う。遠く金垓に二び、もつて魏の録を明らかになんす。如何ぞ淑からざる、樑を摧き玉を碎く。歳聿にその徂き、爰に遐曜に即く。泉扉一たび奄わば、永に朝

光を謝す。去りて留まること莫く、道存して人亡ぶ。

という記述もこの過程を述べたものであろう。このうち先ず、鄯乾が京官として領左右・輔國將軍・城門校尉の地位にあった後、征虜將軍・安定内史に転出した時期がいつ頃なのかを次に見てみる。

『魏書』官氏志を見ると、内史の官は宮崎氏が「太和前令」による官品表と呼ばれた個所には記載されておらず、氏が「太和後令」（太和二三年頃完成）によるそれとされた個所に、上郡・中郡・下郡の内史という風に各々分けて記されている。そして宮崎氏に拠れば、兩令発布の中間頃太和一九年に「中令」が発布され、その内容は「後令」のそれと内容上殆ど変わりは無かったと推定されるといふ^④。氏のこの意見に依るならば、内史の官名はまづ太和一九（四九五）年発布の職品令に載せられたことになる。また内田吟風氏は内史の官が「朝廷選任派遣の官で封国内においては首相的存在であった」と述べられたが、その封国に対して正式に食邑制が定められたのが太和一八年一二月の詔によってであることを考慮すれば、先の推定はある程度首肯し得るものと思われる。このように考えると、鄯乾が安定内史に任ぜられたのは太和一九年以後であったことになる。

ところで当時の安定王が誰であったかという問題であるが、そ

の頃の安定王と言えはまず孝文帝の大叔父安定靖王休のことが考えられる。ただこの人物は、『魏書』卷一九下・安定王休伝に拠れば所謂五等開建の時期に邑二千戸を食んではいるが、太和一八年七月壬午に薨じており、先の内史設置の時期と重ならない。その後、安定王の封爵は長子の安が幼年で卒した為か、太和一八年に休が薨じた後もすぐには襲せられず、世宗宣武帝の治世の初めに至って次子の燮により襲せられた。このことについては『魏書』安定王休伝に記せられているが、この人物については別に、龍門二十品の一つに、

魏聖朝太中大夫安玄王元燮

と刻された、世宗の正始四（五〇七）年二月の日付を持つ造像記が残っている^⑤。これらのことは、鄯乾が安定内史となった時の王が元燮で、その転出の時期を世宗宣武帝の治世の初め頃と見做すのがまづ妥当であることを示している。

鄯乾が征虜將軍・安定内史として転出した時期が以上の如くであったとすれば、京官として「領左右・輔國將軍・城門校尉」に任じられた時期は、孝文帝の太和年間の後期頃と見ることが出来る。周知の如くこの時期は孝文帝が親政後、洛陽遷都を行ない所謂漢化政策を実行していた時期である。既に見た墓誌銘第二行目の、鄯乾の貫籍を記した部分にその時代を暗示させるものがあ

るが、それと共に鄯乾という中国風の姓名自体に、この時期行なわれた北魏王朝の中国姓(名)採用とパラレルなものを感じさせる。

ところでこの頃鄯乾が帯びていた官名のうち、輔國將軍・城門校尉は比較的ポピュラーなもので問題は無いが、「領左右」については『魏書』の官氏志に記載がなく検討の必要がある。領左右については、管見の限りで最初に比較的纏った説明をされたのは浜口重国氏である。氏は、武泰元(五二八)年四月、孝荘帝の即位と同時に爾朱榮に与えられた官名の中に「領左右」が入っているが、それに対する『資治通鑑』の胡三省注「領左右は領左右千牛備身なり」を是とされ、「蓋し領左右とは天子の左右に侍べる武官を領するの義に取つたもので、北齊の領左右將軍、隋の領左右大將軍の前名である」と述べられた。ただ根拠は示されていないが、氏自身同時に、領左右を近衛軍と見ることに疑問があることも認めておられる^⑬。一体に領左右は『魏書』を見る限り世宗宣武帝の治世期以後に散見する官名で、「欽定歴代職官表」が指摘する如く、爾朱榮等が宰輔をもってこれを兼ねた重要な官と思われるにも拘らず、先に述べた如く『魏書』官氏志に記載がなく、その有り様を明確にするためには史書の断片的記事で再構成する方^⑭法以外にはない。

『魏書』卷九三・恩倖伝には世宗に寵を得た趙邕の伝が収録されているが、その中に次のような記事がある。

(邕)長兼散騎侍郎・領左右直長に転じ、禁中に出入す。

この記事の中の「領左右直長」という官名に注目してみると、この官名は『魏書』官氏志には載っていないが、『隋書』百官志・中に収録されている北齊官制中の門下省属下の、「領左右局」の「直長」に当たるものと思われる。同書の序に拠れば、北齊の官制は北魏のそれに循うことが多かったと^⑮言う。こうした点を考慮に入れると、北魏後期に現れる領左右の官は『魏書』官氏志には載っていないが、『隋書』百官志・中の北齊の官制中の「領左右局」に、言わば名残りを留めているのではないかと考えられる。同じ考え方に立つてと思われるが、陳琳國氏は北齊の門下省の領左右など六局が既に北魏時代に存在したことを論じられた^⑯。この氏の説はきわめて妥当性が高いが、その論旨は門下省の重要性に重点が置かれ、領左右等の局の検討には及んでいない。

『隋書』百官志・中に拠れば、北齊の門下省には侍中・給事黃門侍郎各六人の定員があり、その下に領左右・尚食・尚藥など六局があつて、そのうち領左右局については次のように記されている。

領左右局、領左右各々二人、朱華^⑰内の諸事を掌知す。宣伝以

下、白衣・童子以上、皆これを主る。左右直長四人。

右の記事で「領左右各二人」の「各」字は、管見の限りそうした用例が見当らず、衍字ではないかと思われる。¹⁹ 本稿ではあまり詳述する余裕はないが、北魏の領左右は北齊のそれに沿って考えるべきであり、就中北齊の領左右が門下省に属し朱華閣内の諸事を掌知した点は、近衛軍と見做すべき領軍府・左右衛府等が朱華閣外を主ったことと較べて、²⁰ 明確に相違した点と見られる。北魏時代の領左右をこうした線に沿って見てみると、時に枢要な職たり得たことも領けるのではないかと思う。

こうした領左右の官名を鄯乾が帯びたことは、次の二点で注目される。一つは既に述べた如く鄯乾がこの官に任じられたのが孝文帝の治世期と見られることで、これは領左右に関する史料では初出のものである。いま一つは鮮卑族・漢人でもない、内陸アジア鄯善国の王統に属する鄯乾がこうした、言わば禁近の職に任じられたことである。このうち特に後者の点については、領左右の職が北魏末の如く枢要であったかどうかはむしろ疑問であるが、墓誌銘第一五―第一六行目の、

將に殊命を加えられ、この華祿を顯わす。高く崇班に列なり、この朝の属に副う。速く金垓に二び、もつて魏の録を明らかにかにせんとす。

という記述の最初の部分は、こうしたことを念頭において記された文言ではないかと思われる。また右の記述のうち、後半部分には鄯乾を遠く「金垓」に比すことが記されているが、この「金垓」とは、前漢の武帝の左右に仕えその硬骨ぶりを愛された元匈奴休屠王の太子、秭侯金日磾のことと見られ、²¹ こうした表現には鄯乾の領左右就任が大に影響を及ぼしたものと考えられる。なお、鄯乾の領左右就任は漢武の時の金日磾の如く、帝権が比較的安定していた孝文帝の治世に於いてであり、先の幸輔を以つてこれを兼ねたと言われる爾朱榮等の場合とは、言わばその重さは同列に論じることが出来ぬであろう。²²

鄯乾はその後、既に述べた如く、世宗宣武帝の治世になると征虜將軍・安定内史に転出する。この領左右・輔國將軍・城門校尉からの転出については、右に述べた領左右を外されており、また「太和後令」によると城門校尉が正四品上であるのに対して上郡の内史でも正四品下であるので、榮転と言うことはまづ出来ない。或いは単に孝文帝から宣武帝への北魏天子の代替りによる人事の結果であろうか、又は故国である鄯善王国と北魏王朝との関係に変化が生じそのことが遠因となったのであろうか、判断としない。後者については、鄯善国最末期の状況が問題となるが今はこの点については触れない。

ところで、鄯乾が臨澤侯を襲した時期についてであるがこの点は、前章で述べた如く鄯乾の生年が猷文帝の皇興三（四六九）年で、その頃まで父鄯視の生存が推測されるので、一応その後のある時期、鄯視が卒した時のことと大まかに言わざるをえない。

鄯乾はその後、墓誌銘第二―第五行目に記されている如く、宣武帝治世の第一四年目の永平五（五一二）年正月四日に薨じ、同年改め延昌元年の八月二六日に芒山に葬られた。宿白「北魏洛陽城和北邙陵墓」及びその付図に拠れば、鄯乾墓は瀝河以東の、「九姓帝族」・「勳旧八姓」・内人の「余部諸姓」・重要降臣等の墓が分布する地域の最外縁部に営まれた。

- ① 孝文帝の洛陽遷都の事情については、岡崎文夫「魏晋南北朝通史」、弘文堂、一九三二年、三六一―三七一頁に簡潔に記されている。
- ② 松田壽男・森鹿三編「アジア歴史地図」、平凡社、一九六六年、六四頁、「隋唐の洛陽」。
- ③ 森鹿三「北魏洛陽城の規模について」一九五二年、『東洋学研究所・歴史地理編』（東洋史研究会、一九七〇年）所収、二四七―二五二頁。
- ④ 宮崎市定氏が掲げられた「魏書」卷九・肅宗紀・熙平二年八月己亥条の

詔庶族子弟、年未十五、不聽入仕。

という記事（『九品官人法の研究』四〇二頁）からも推定されるように、北魏の起家年令は比較的低い傾向にあったようである。赫連悦は一八歳で起家しており（文物出版社編『中国金石集萃』第八卷・六朝墓誌、一九九四年、七七）、また趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』をざっ

と見ても、壬昌・元誨など各々二三歳・一二歳で起家している（同書、八四・二七三頁）。

- ⑤ 宮崎市定「九品官人法の研究」、四五二―四五三頁。
- ⑥ 「魏書」卷一三・官氏志參照。宮崎氏の「前令」・「中令」・「後令」の定義については、『九品官人法の研究』三九〇―三九六頁參照。
- ⑦ 既に浜口重国氏が指摘されされているように（前節の注②で掲げた「高齊出自考」の同箇所）、「元和郡國圖志」卷三九の鄯州条には鄯善鎮に關して、

後魏以西平郡爲鄯善鎮。孝昌二年、改鎮立鄯州。

という記事がある。氏はこの記事により、鄯善鎮が鄯善に置かれたとするとする前説を改め、鄯善鎮は最初から西平郡に置かれたとされたのであるが、私はこの記事は孝昌二（五二六）年以前のある時期、恐らく孝文帝治世の前後に、鄯善鎮が鄯善國の地より言わばツアイダム¹¹ルートの東端の西平郡に移ったことを示しているものと考えている。なお馮承鈞氏は私同様、韓拔以後に鄯善鎮が鄯善國に置かれたと考えられたようであるが（『鄯善事輯』一七頁、注二五）、右の記事には気が付かなかった。鄯善鎮については稿を改めて論じるつもりである。

- ⑧ 宮崎市定「九品官人法の研究」、三九四―三九六頁。
 - ⑨ 内田吟風「北魏封邑制度考」、二二五頁。
 - ⑩ 「魏書」卷七下・高祖紀下の太和一八年二月己酉条。
己酉、詔王公侯伯子男開國食邑者、王食半、公三分食一、侯伯四分食一、子男五分食一。
 - ⑪ 宮崎市定「九品官人法の研究」、四四七頁を參照。
及開建五等、食邑二千戶。車駕南伐、領大司馬。
- とあり、五等を開建した時期が車駕南伐（太和一七年）・大司馬就任（同一六年一〇月己亥——高祖紀下に拠る）の時期より前に記され

ていて、宮崎氏が開建の史料とされた注⑩の太和一八年二月以前に「開建」が行なわれたかの如くである。内田吟風氏は、それを太和一六年に行なわれた実封と虚封を区別した封爵制度整備のこととされている(『北魏封邑制度考』一二五頁)。

⑫ 陸増祥撰『八瓊室金石補正』第三卷、龍門山造象九十八段太中大夫安定王元變題記。

⑬ 浜口重國「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」、九六頁。紀昀等撰『欽定歷代職官表』、卷四三領侍衛内大臣、北魏の条。領左右の職の重さを指摘し、清朝の領侍衛内大臣に比している。標点本

『北齊書』(中華書局、一九七二年)の校勘記は、北魏末に領左右に任じられた人物の名数人を掲げその一部に若干の検討を加えているが(卷三・文襄帝紀の校勘記「二」)、ここでは領左右を胡三省の説と軌を一にする、北齊の領軍將軍下の領左右府(領千牛備身の官が設けられている)に関連づけ捉えている様である。

⑭ 標点本『魏書』の該当箇所(二〇〇三頁)は「領左右、直長」と、あたかも二つの官名の如く解している。

⑮ 『隋書』卷二七・百官志中の序文。

⑯ 陳琳国『魏晋南北朝政治制度研究』(文津出版社、一九九四年)、一一一―一二三頁。

⑰ 標点本『隋書』(中華書局、一九七三年)百官志中の本文及び校勘記「二」(七五三、七七三頁)は、原文「朱華閤」を「朱華閣」に改めており、これに拠る。

⑱ 『欽定歷代職官表』は、北魏末期の「領左右」と北齊の「領左右局」の「領左右」を、各々卷四三と卷三七の別処で別の官職として取り扱っているが、索引を付した上海古籍出版本(一九八九年)は、その索引で後者に関して「領左局」と「領右局」の二項目を立てている(「索引」三一四頁)。

⑳ 『隋書』百官志・中に、

領軍府、將軍一人、掌禁衛宮掖。朱華閣外、凡禁衛官、皆主之。(中略)又領左右衛・領左右等府。

とある。

㉑ 『漢書』卷六八・金日磾伝に、

初武帝遺詔、以討莽何羅功、封日磾爲秬侯。日磾以帝少不受封。輔政歲余病困。大將軍(霍)光白封日磾、臥授印綬。

と記されている。

㉒ 例えば武泰元年に授けられた官職は、「使持節・侍中・都督中外諸軍事・大將軍・尚書令・領軍將軍・領左右」であり、同時に太原王に封ぜられている(『魏書』卷一〇・孝莊紀・武泰元年四月戊戌の条)。

㉓ 『魏書』官氏志參照。

㉔ 『文物』一九七八年第七期、四六―四九頁。

おわりに

さて主として部乾墓誌銘を通して見た、鄯龍乃ち比龍、鄯視乃ち真達、そして鄯乾へと続く内陸アジアの鄯善国後期の王系三代の時代は、北魏王朝の時期で言えば隆盛期から極盛期を経、漸く峠を越した頃に当たり、その間には孝文帝による洛陽遷都や胡姓の漢姓への変更、さらに所謂姓族詳定が行なわれる等、北魏王朝が漢化政策で大きく変わっていった時期を含んでいる。本墓誌銘の主たる部乾が活動したのは正にこの時期と言えるが、こうした状況下で、鄯乾或いはその一族もその外に居ることは出来

なかった筈で、鄯龍と比龍、鄯視と真達という風に墓誌銘と『魏書』等の史書で「姓名」の表記が違うのは、こうした変化の影響を何ほどか受けた結果ではなかったかと思われる。

それでは、降伏帰化させられた鄯善王を父に持ち、自らは領左右という禁近の職に任じられた鄯乾、或いはその一族が、こうした北魏社会に言わばどの程度関わったと言えるのであろうか。このことを別な面から窺わせる史料が、趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』に「車夫人鄯月光專誌」として収録されている。趙氏に拠ればこの墓銘は、「高四五・八厘米、広二三厘米」のもので洛陽出土と言うが、具体的な出土地点は明記されていない。^②全文は左の如く比較的短いものである。

大魏正始二年歲次乙酉

十一月戊辰朔廿七日甲

午前部王故事伯生息

妻鄯月光墓銘

この墓銘の主である鄯月光は、趙氏が推定されたように、その姓から判断して鄯善国の裔と見てまづ間違いない。またここに記された月光の夫である車伯生は、趙氏が指摘された如く、『魏書』卷三〇車伊洛伝に出ている、元の車師前部（トゥルファン地域）王で後に北魏に帰化した車伊洛の孫車伯主と同一人物である

^③う。同伝に拠れば車伊洛の子で伯主の父である歌は、延興三（四七三）年に卒していて、先に述べた鄯乾の父鄯視とほぼ同世代の人物と見られる。鄯月光は伯生（＝伯主）の息の妻なので、上の事実は月光が鄯乾（四六九～五一二年）の一世代下か、或いは卒年が正始二（五〇五）年なので同世代位の人物かと思われ、彼等が共に洛陽に居た極めて近親の人物であった可能性を示している。こうした鄯月光が、同じく内陸アジアの小王国車師前部から帰化した王孫車伯生の息と婚姻関係を結んでいたことは、鄯乾等の鄯氏一族が、主として漢化した北族と漢人とから成る、言わば漢化に傾いた北魏上層社会にあって、その中央に居たと言うよりどちらかと言うとあくまで周縁部に居らざるを得なかったことを示しているのではないかと思われる。そしてこのことは、先に述べた鄯乾墓の位置のあり方とも符合する。

以上、鄯乾墓誌銘の検討を通して小稿では鄯善王国後期の状況と同国の王族三代が如何に北魏王朝と関わって行ったか等に就いて見てきたが、ひるがえって降伏帰化した鄯乾一族が生きた北魏社会を考えてみるに、その社会は単に北族と漢人の社会というよりはもっと重層的な多民族社会であったと思われる、こうした点の検討がこれまでやや不十分だったのでないかという印象がある。こうした北魏社会の言わば多民族性については、出土石刻史料な

ども利用しつつより多面的に分析する必要があるように思う。

- ① 趙万里『集釈』卷一一、車夫人部月光專誌の条。
- ② 同右、車夫人部月光專誌条。
- ③ 『魏書』卷三〇・車伊洛伝に、

（子）歇襲爵。皇興末、拜使持節・平西將軍・豫州刺史。延興元年卒。子伯主襲爵。
と記されている。

（北海道教育大学旭川校助教授

）